

第 1 1 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成30年4月27日(金)午後2時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第 1 1 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成30年4月27日（金） 14時00分
2. 閉会時間 平成30年4月27日（金） 14時20分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 15名
5. 欠席委員者の数 3名
6. 出席推進委員の数 2名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 新規就農者について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願について
 - 第4号議案 非農地証明願について
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
 - 第6号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について

午後4時00分開始

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請1番と 関連がありますので、第2号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請1番を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番及び第2号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

この案件につきましては、第1号議案の1番と第2号議案の1番を合わせて、面積要件を満たすことになることから一括して上程し、審議頂きたいと存じます。

第1号議案の耕作権設定1番の使用貸人は、・・・の・・・さん、使用借人は、・・・の・・・さんです。

また、第2号議案の所有権移転申請1番についても譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑1筆1，144平方メートルを使用貸借による権利設定、及び畑3筆2，589平方メートルを所有権移転するための申請です。

取得後の耕作面積は、5，424平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕耘機1台、動噴1台、噴霧機1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番、及び、第2号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の使用借人及び譲受人は、兼業農家で5年の農作業暦があります。

父母と3人で農業を営んでおり、水稻、カボチャを作付し、通作距離は車で6分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番及び第2号議案の1番について、ご意見等はありま

せんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条(耕作権設定)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

この案件は、平成30年2月総会 第1号議案 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の1番にかかるもので、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請です。

譲受人は、・・・の・・・さんで、畑1筆122平方メートルを競売により譲り受けるための申請です。

取得後の耕作面積は9,866.57平方メートルで、農機具は、トラクター2台、管理機1台、人参収穫機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、現地調査員の現地調査の結果については、2月総会において、「譲受人は、農家で妻、子、子の妻の4人で農業を営んでおり、主に野菜を作付し、通作距離は自宅より20メートルということで、問題なし」との報告がっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願1番について説明します。

1番の申請人は、・・・の・・・さんで、畑1筆62平方メートルについて、平成28年10月13日付け長崎県指令28農地活第1484号で、農業用施設用地として転用の許可を得ていましたが、計画が中止となったため、取り消したいとの申請です。

申請地を確認したところ、工事は行われておらず、現況は農地のままであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願の

1 番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第 4 号議案 非農地証明願いの 1 番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第 4 号議案 非農地証明願いの 1 番について説明します。

1 番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和 5 3 年月日不詳頃から鶏舎用地として利用してありましたが、平成 2 3 年月日不詳頃に取り壊し、現在は資材置場兼駐車場として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・・

委員

現地調査員

第 4 号議案 非農地証明願いの 1 番について報告します。

1 番の申請地は・・・の一角にあり、北側は雑種地、東側は農地、南側は道路、西側は農地となっております。

現地を見ますと、資材置場兼駐車場として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第 4 号議案の 1 番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第 4 号議案の 1 番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第 4 号議案の 1 番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第 5 号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、除斥の必要がありますので、

番 委員の退場を求めます。

(. 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集8ページから12ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 11件 46筆 44,656.00㎡

耕作権の再設定 8件 17筆 15,590.00㎡

合計 19件 63筆 60,246.00㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集13ページに記載のとおりで、2件 2筆 2,251.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

・番 委員の入場を求めます。

(・・・・・・委員 入場)

・・委員に関する案件も含め、承認することに決定しましたので報告します。
次に、第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案集の14ページをご覧ください。

第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

この議案は、本日の総会で先程承認をいただきました長崎県農業振興公社に貸借する分の20筆15,373平方メートル分を含み、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

別添① 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者数」、「作物の種類」など、7名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

以上で第11回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第11回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時20分